

小牧市立応時中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者や加害者になり得ることがある。そこで、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していくことが必要である。

学校は、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。授業、行事等すべての学校活動を通して、学び合い、互いを認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「在籍する生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 基本認識

ア いじめの認知

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

イ いじめか否かの判断

いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要である。教職員は些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを一人で判断するのではなく、直ちに学校に設置している「いじめ防止対策組織」に報告・相談することを共通認識として徹底する。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、学期に1回開催する。いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、いじめ・不登校担当（スクールカウンセラー等）で構成し、必要に応じて担任や関係教職員等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・ 生徒アンケートをもとに、各学期に教育相談を実施する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、早期対応や実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ 豊かな人間関係を構築するため、全ての教科で学び合う学びを推進する。
- ・ 学校長が、随時、職員会議後等で報告会を行い、情報を共有する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努めて問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。

(2) いじめ解消の判断

問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。止んでいる期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認すること。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学校行事を計画し、推進する。

イ 生徒の活動や努力を認め、学び合う学びを基軸とした授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用、マナーについての理解を深め、ネットやSNSを介していじめの加害者や被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 心のアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら該当学年や生徒指導部を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員やスクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（12月頃）し、いじめ・不登校対策委員会で検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 本校の「いじめ防止基本方針」は、自校のホームページに掲載し、いつでも閲覧できるようにする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめの有無を把握するとともに、防止に努める。

【重大事態対応フロー図】



